

| 提案事項<br>管理番号 | 要望事項<br>(事項名)     | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由   | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・<br>関係官庁 |
|--------------|-------------------|---|---|---------|-------|------|----------------|
| 0002010      | 優良浄化槽に対する法定検査の簡素化 | <p>現行浄化槽法での年1回の法定検査が義務づけられているが、定期的な保守点検、清掃が施されている一定レベル以上の浄化槽については、優良浄化槽と位置づけ、法定検査の猶予を与えることにより、実質的、効率的かつ公平な法定検査受検システムを構築でき、浄化槽維持管理状況の適正化を図る。</p> | <p>島根県における法定検査の受検率は約32%と低く、その主な原因は、法律の仕組みから来る「法定検査と保守点検の違い」が浄化槽管理者に理解しづらいことによる。</p> <p>更に、県内全浄化槽に対して、年1回の法定検査を実施できる検査体制が整っておらず、合併処理浄化槽を優先的に実施してきており、法定検査受検拒否の大きな理由である「不公平感」に繋がっている。一方、島根県の浄化槽保守点検業者及び清掃業者のほとんどが(社)島根県浄化槽協会の会員という全国的にも希な地域であり、組織的な体制を構築していることから一定レベルの技術を保っている。</p> <p>法定検査を受検し、定期的な保守点検及び清掃を実施されている優良な浄化槽については、次回の年1回の法定検査に猶予期間を与えることにより、実質的、効率的かつ公平な法定検査の受検システムを構築でき、また浄化槽管理者自身の適正管理の意識向上にも繋がるとともに、県内全ての浄化槽管理の適正化を図ることができる。</p> |         | 島根県   | 島根県  | 環境省            |